

# 競争的資金等運営管理規程

制 定 2020年12月23日

(主管部門 管理部)

## 前文

ナノブリッジ・セミコンダクター株式会社（以下「当社」という。）は、その設立の精神である豊かな社会の実現の理念に則り、かつナノブリッジを活用した半導体を提供することで、その隅々にまでICTが行き渡らせる目的を達成するために、会社設立の2019年「行動規範」を制定した。これを基礎として企業の学術研究活動には、きわめて高い倫理性が求められていることから「競争的資金等運営管理規程」を設けた。

## 目的

第1条 本規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定 平成26年2月18日改正）の趣旨を踏まえ、当社における競争的資金等の不正使用を防止し、適正かつ効率的な競争的資金等の管理・監査を行うために必要な事項を定めたものである。

## 基本方針

第2条 競争的資金等の運営に関する基本的な方針を、以下の通り定める。

2. 競争的資金の運営・管理を適正に行うため、運営・管理に関わる者の役割、責任の所在・範囲と権限の体系を明確にして、社内外に公表する。
3. 競争的資金の不正な使用を発生させないために、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
4. 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。
5. 業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。
6. 当社の規模、特性に適した実効性のある体制を整備するために、社内における情報共有とともに、他機関との情報共有にも努める。
7. 会社全体の視点から実行性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、当社の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

## 最高管理責任者

第3条 最高管理責任者とは、代表取締役社長とする。

2 最高管理責任者は、当社の競争的資金の運営・管理の最終責任を負う。

3 最高管理責任者は、競争的資金の不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### 統括管理責任者

第4条 統括管理責任者とは、管理部部長とする。

2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づいて具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 統括管理責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員から、「誓約書」の提出を求め、保管する。

#### コンプライアンス推進責任者

第5条 コンプライアンス推進責任者は、管理部課長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金のコンプライアンス体制への運営・管理について具体的な対策を策定・実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

3 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

4 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金の管理・執行が適切におこなわれているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### 責任業務

第6条 競争的資金に関する責任業務について、次のように設定する。

業務内容 (競争的資金関連)	最高 管理責任者	統括 管理責任者	コンプライアンス 推進責任者	開発製造部 部長
競争的資金の運営・管理 に関する方針の 決定、社 内外への 周知・公表	◎	○		
競争的資金の運営・管理業 務についての定期的な内 部監査		◎	○	

競争的資金の予算計上に関する計画策定	◎			○
競争的資金による研究、設計、製造等の具体的業務				◎
コンプライアンス教育の計画・実施			◎	

### コンプライアンス教育

第7条 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、競争的資金の不正使用防止のための方針及びルール等の教育を行う。

2 コンプライアンス教育は、受講対象者が漏れることなく受講するように管理するとともに、受講者の理解度を把握し、理解度が低い受講者に対しては再度コンプライアンス教育を行う。

3 コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を定め、対象となる者へその内容を遵守する旨の誓約書の提出を求める。誓約書には以下の事項を盛り込む。

- ① 当社の規則等を遵守すること
- ② 不正を行わないこと
- ③ 規則に違反して不正を行った場合は、当社や配分機関による処分、及び法的な責任を負担すること

4 なお、誓約書の提出がない場合は、競争的資金等の運営・管理に関わることができないものとする。

### 不正行為の通報

第8条 当社内外からの不正行為に関する通報に関しては、当社が別途定める「研究に係る不正調査に関する規定」に準ずる。

### 予算の執行

第9条 競争的資金等を支出財源とした物品等の発注については、当社帳簿に当該競争的資金名を明記し、特定できるようにする。

### 執行状況の検証

第10条 競争的資金の執行状況については、定期的に検証作業を実施する。

2 担当者が予算執行状況の報告を行い、当初計画と比較して著しく遅れていないか、また研究計画の遂行に問題がないかを確認し、問題が認められる場合は改善策を協議する。

3 正当な理由により予算の執行が当初計画より遅れる場合においては、繰越制度等がある

場合には積極的に活用する。また、予算を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に影響はないことを周知徹底する。

### **取引業者に対する対応**

第11条 取引業者に対し、競争的資金等を支出財源とした一定の取引実績(回数、金額等)や、当社におけるリスク要因・実行性等を考慮した上で、統括管理責任者が必要と判断した場合は、競争的資金等に関する誓約書等の提出を求める。

### **取引業者に対する処分方針**

第12条 取引業者に対し、不正な取引に関与した業者へ、当社の取引停止処分方針を周知する。

2 競争的資金の執行に際しては、癒着等を防止するために当社の発注時の要求元(開発製造部)と発注行為者(管理部)とする。

### **発注及び検収業務**

第13条 競争的資金等に関わる発注業務は、原則として管理部が実施し、競争的資金等に関わる開発製造部所属員による発注は、これを認めない。

2 競争的資金等に関わる検収業務は、原則として管理部門がおこなう。

3 競争的資金等の執行状況については、当社が別途定める「仕入取引基本規定」に準ずる。

### **非常勤雇用者の管理**

第14条 非常勤雇用者の勤務状況等雇用管理については管理部が実施し、採用時及び定期的な面談・勤務条件の説明・勤務内容の確認等は、最高管理責任者および統括管理責任者が行う。

### **出張報告**

第15条 当社社員ならびに当社役職員以外の者が、当該競争的資金等を支出財源の一部又は全部になる出張を行った時は、その用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等を記載した出張報告を、管理部に提出する。

### **事務処理手続きに関する窓口**

第16条 競争的資金等に係る事務処理手続きに関して、明確かつ統一的な運用を図るための相談窓口は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が担う。

2 相談窓口では、競争的資金等に係る事務処理手続きに関する、当社内および社外からの相談を受け付けると共に、当社における研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

### **責任体制の周知**

第17条 運営・管理責任体制については、社内および社外を周知・公表するものとする。

2 社外への公表については、会社ウェブサイト上に公開するものとする。

### **不正行為の通報に関する体制の周知**

第18条 不正行為の通報に関する体制については、社内および社外に周知・公表するものとする。

2 社外への公表については、会社ウェブサイト上に公開するものとする。

### **内部監査**

第19条 競争的資金等に関する内部監査は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が中心となり、毎年1回実施する。

2 内部監査の実施には、当社で別途定める「公的研究費内部監査マニュアル」に準ずる。

3 統括管理責任者は、内部監査の結果を書面により、最高管理責任者に遅滞なく報告する。

4 最高管理責任者は、内部監査等の内容を受けて不正防止計画等の変更が必要と判断した場合は、統括管理責任者に改善を指示する。